

1. 事業の目的

一般廃棄物処理施設の整備は生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成推進の観点から必要不可欠な事業である。

そのため、既存施設の更新時期を迎える市町村において、施設の老朽化が進んでいることに伴う地域のリスク増加が懸念されることから、計画の前倒しによる早急な施設整備を行う。

2. 事業計画

(1) 交付対象施設

- ・ マテリアルリサイクル推進施設
(不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等)
- ・ エネルギー回収推進施設
(ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等)
- ・ 高効率ごみ発電施設
(ごみ発電を高効率に行う施設)
- ・ 高効率原燃料回収施設
(生ごみ等のバイオガス化を高効率に行う施設)
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
(し尿・生ごみ等の資源化施設)
- ・ 最終処分場
- ・ 浄化槽 等

(2) 交付率

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

3. 積算

- | | |
|-------------|--------|
| ・ 一般廃棄物処理施設 | 118 億円 |
| ・ 浄化槽 | 2 億円 |

循環型社会形成推進交付金

120億円

背景・目的

- 一般廃棄物処理施設の整備は生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成推進の観点から必要不可欠な事業。
- 既存施設の更新時期を迎える市町村においては、施設の老朽化が進んでいることに伴う地域のリスク増加が懸念されるため、計画の前倒しによる早急な施設整備が必要。

事業概要

計画の前倒しによる早期整備が必要な一般廃棄物処理施設への追加財政支援を実施。

交付対象

マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設、最終処分場、浄化槽 等

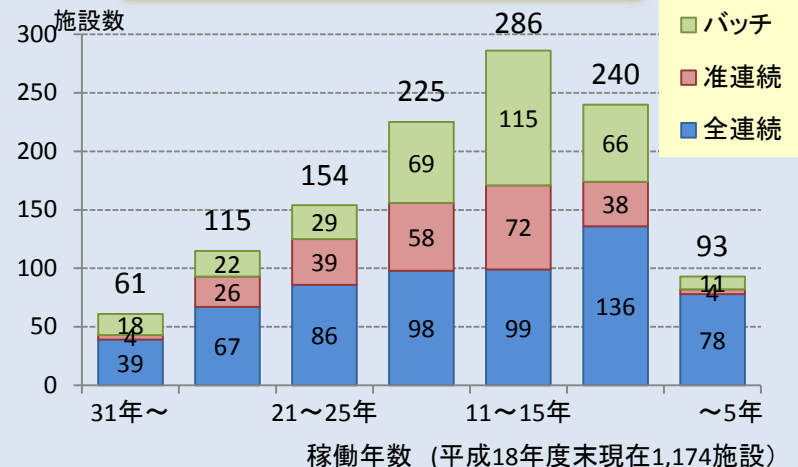
事業実施主体

市町村

交付率

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

建て替えが必要な施設の増加



- 建設後20年以上経過した施設は全体の28%で、10年以上経過した施設は全施設数の72%に達する。
- 今後、これらの施設の建て替え需要が高まる。